

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

2017年5月25日

議会議長 様

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

電話011-231-0816

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会

代表 國^{くに}田^た昌^{まさ}男^お 印

【陳情趣旨】

さまざま課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は予算措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、2013年度からは、小3以降の35人学級の前進は5年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても自然減を上回る教職員定数の「純減」が4年連続で強行されました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では(35人学級を)実現をしているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任によって施策をすすめていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善をおこなうことが強く求められています。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

記

- 1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること
- 2、国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上

「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書

さまざま課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は予算措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、2013年度からは、小3以降の35人学級の前進は5年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても自然減を上回る教職員定数の「純減」が4年連続で強行されました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では(35人学級を)実現をしているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任によって施策をすすめていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善をおこなうことが強く求められています。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、〇〇〇議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること
- 2、国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年〇〇月〇〇日

〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛て